平成２３年（フ）第７３５８号
大阪府寝屋川市寿町48番11号
破産者　株式会社ウィッシュグライド
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８３０号
大阪市鶴見区茨田大宮２丁目７番70号鶴見はなぽーとブロッサム
破産者　有限会社小寺生花
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４７号
兵庫県尼崎市武庫町２丁目15番
破産者　株式会社ヘンミ設備
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第３２３号
愛媛県松山市木屋町４丁目139番地
破産者　有限会社松栄
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５７号
山口市下小鯖2715番地１
破産者　有限会社カーショップ山口
1　決定年月日　平成24年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２３９号
札幌市東区北30条東２丁目４番10―105号、開始決定時の住所札幌市東区北19条東４丁目１番35―203号
破産者　和泉　嘉博
1　破産債権の届出期間　平成24年９月28日まで
2　一般調査期日　平成24年10月29日午後３時
平成24年８月31日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３９５号
大阪府八尾市若草町１丁目１―305、住民票上の住所大阪府東大阪市御厨東１丁目２番21―902号
破産者　小幡　修平
1　破産債権の届出期間　平成24年10月５日まで
2　一般調査期日　平成24年11月５日午後３時30分
平成24年８月31日
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の特別調査期日

平成２４年（フ）第５５号
大阪府松原市高見の里１丁目９番３号
破産者　イザヤ通商株式会社
特別調査期日　平成24年９月27日午前11時30分
平成24年８月31日
大阪地方裁判所堺支部破産係

破産管財人変更

平成２４年（フ）第５３号
徳島県板野郡北島町鯛浜字大西119番地
破産者　中西　重剛
破産管財人　木村　清志が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　大道　　晋
平成24年８月29日　　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５４号
徳島県鳴門市大麻町板東字八幡38番地
破産者　納田　和仁
破産管財人　木村　清志が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　大道　　晋
平成24年８月29日　　徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５５号
徳島県徳島市上八万町上中筋559番地の２
破産者　河野　通宣
破産管財人　木村　清志が辞任したので、次の者を破産管財人に選任した。
新破産管財人　弁護士　大道　　晋
平成24年８月29日　　徳島地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第３５３５号
大阪市天王寺区寺田町１丁目７番７号
破産者　株式会社フェイセス月華殿
1　期日　平成24年10月３日午後４時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年９月３日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６２９号
大阪市北区梅田１丁目１番３号
破産者　株式会社ＩＴＴＯ総合研究所
1　期日　平成24年10月４日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年８月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６３０号
愛媛県東温市見奈良1243の２　松山刑務所内、住民票上の住所大阪市旭区清水２丁目21番19号イルフィオーレ304
破産者　伊藤　一矢
1　期日　平成24年10月４日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成24年８月31日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第５３号
山口県防府市大字新田1000番地の８
破産者　阿部　勝志
異議申述期間　平成24年10月10日まで
平成24年９月３日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４６号
福岡市中央区薬院２丁目６番18号、開始決定時の住所福岡県春日市下白水南１丁目３番地２Ｆ
破産者　白原　千明
異議申述期間　平成24年10月26日まで
平成24年８月28日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４４０号
福岡県福岡市東区和白６丁目17番13号
破産者　有限会社的場工業
異議申述期間　平成24年11月５日まで
平成24年９月３日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可決定

平成２４年（フ）第９６１号
福岡市中央区小笹３丁目９番45―403号
破産者　山本希伊子
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成２４年（ヒ）第２０４７号
東京都中央区日本橋２丁目15番３号ヒューリック江戸橋ビル８階
清算株式会社　泉中央システム株式会社
代表清算人　檜野　安弘
1　決定年月日　平成24年８月31日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２４年（ヒ）第４３号
横浜市港北区綱島東６丁目２番６号
清算株式会社　株式会社エスエー
代表清算人　中根　秀樹
1　決定年月日　平成24年８月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部